

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県行政組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県民の視点に立った組織体制を確立し、新たな行政需要に対応するため、統轄監を設置し、その内部組織及び所掌事務を定める等、県の行政組織を改正する。

2 規則の概要

(1) 鳥取県行政組織規則の一部改正

ア 本庁に関する事項

- (ア) 統轄監を新設する。
- (イ) 次に掲げる機関を本庁の機関とする。
 - a 東京本部
 - b 関西本部
 - c 名古屋本部
- (ウ) 次に掲げる課等を新設する。
 - a 統轄監総務課
 - b 統轄監県政推進課
 - c 総務部営繕課
 - d 総務部人権局人権・同和対策課
 - e 企画部企画課
 - f 文化観光局国際観光推進課
 - g 商工労働部産業振興総室次世代環境産業室
 - h 農林水産部全国豊かな海づくり大会推進課
- (エ) 次に掲げる課等を再編する。

区 分	現 行	改 正 後
統轄監	企画部広報課	広報課
総務部	政策法務室	政策法務課
	県民室	県民課
総務部行財政改革局	人事・評価室	人事企画課
	業務効率化室	業務効率推進課
	財源確保室	財源確保推進課
	自治研修所	職員人材開発センター
	福利厚生室	福利厚生課
企画部	協働連携推進課	地域づくり支援局協働連携推進課
	地域づくり支援局情報政策課	情報政策課
企画部地域づくり支援局	移住定住促進室	移住定住促進課
	中山間地域振興室	中山間地域振興課
福祉保健部	障害福祉課	障がい福祉課
	子ども発達支援室	子ども発達支援課
福祉保健部子育て支援総室	子育て応援チーム	子育て応援室
	母子・児童養護チーム	家庭福祉室
商工労働部	政策室	商工政策室
商工労働部経済通商総室	企画調査チーム	企画調査室
	経営支援チーム	経営支援室
	通商物流チーム	通商物流室

商工労働部雇用人材総室	人材育成確保チーム	人材育成確保室
	労働政策チーム	労働政策室
	雇用就業支援チーム	雇用就業支援室
商工労働部産業振興総室	企業立地推進チーム	企業立地推進室
	新事業開拓チーム	新事業開拓室
	産学金官連携チーム	産学金官連携室
商工労働部市場開拓局	市場開拓室	市場開拓課
	食のみやこ推進室	食のみやこ推進課
農林水産部	耕地課	農地・水保全課
農林水産部森林・林業総室	林政企画チーム	林政企画室
	県産材・林産物需要拡大チーム	県産材・林産物需要拡大室
	森林づくり推進チーム	森林づくり推進室
行政監察監	行政監察室	行政監察課
	公益法人・団体指導室	公益法人・団体指導課
	建設事業評価室	工事検査課

(オ) 次に掲げる課等を廃止する。

- a 総務部総務課
- b 総務部行財政改革局給与室
- c 総務部人権局人権推進課
- d 総務部人権局同和対策課
- e 企画部政策企画総室

イ 附属機関に関する事項

(ア) 鳥取県情報公開審議会及び鳥取県個人情報保護審議会の庶務担当機関を県民課（現行 県民室）に変更する。

(イ) 鳥取県財産評価審議会の庶務担当機関を行財政改革局財源確保推進課（現行 行財政改革局財源確保室）に変更する。

(ウ) 鳥取県職員人材開発センター運営審議会（現行 鳥取県自治研修所運営審議会）の庶務担当機関を行財政改革局職員人材開発センター（現行 行財政改革局自治研修所）に変更する。

(エ) 鳥取県公務災害補償等認定委員会及び鳥取県公務災害補償等審査会の庶務担当機関を行財政改革局福利厚生課（現行 行財政改革局福利厚生室）に変更する。

(オ) 鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の庶務担当機関を人権局人権・同和対策課（現行 人権局人権推進課）に変更する。

(カ) 鳥取県障害者施策推進協議会及び鳥取県障害者介護給付費等不服審査会の庶務担当機関を障がい福祉課（現行 障害福祉課）に変更する。

(キ) 鳥取県精神医療審査会のうち精神保健福祉センターが担当する事務を除く事務の庶務担当機関を障がい福祉課（現行 障害福祉課）に変更する。

(ク) 鳥取県内水面利用調整委員会の内水面の利用に係る資料の収集、法令の調査その他の調査等に関する事務の庶務担当機関を水産振興局水産課（現行 水産課）に、水産課が担当する事務及び議会对応に関するものを除く事務の庶務担当機関を行政監察課（現行 行政監察室）に、及び議会对応に関する事務の庶務担当機関を水産振興局水産課及び行政監察課（現行 水産課及び行政監察室）に変更する。

(ケ) 鳥取県土地収用事業認定審議会の庶務担当機関を技術企画課（現行 県土総務課）に変更する。

(コ) 鳥取県公益認定等審議会の庶務担当機関を公益法人・団体指導課（現行 公益法人・団体指導室）に変更する。

(サ) 鳥取県公共事業評価委員会の庶務担当機関を工事検査課（現行 建設事業評価室）に変更する。

ウ 地方機関に関する事項

- (ア) 東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の県民局に農商工連携チームを新設する。
- (イ) 東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の福祉保健局障害者支援課を福祉保健局障がい者支援課に改める。
- (ウ) 西部総合事務所県土整備局米子空港整備室を廃止する。
- (エ) 総合療育センターに地域療育連携支援室を新設する。
- (オ) 高等技術専門校の総務課及び指導課を廃止し、総務担当、普通訓練担当及び短期訓練担当を置く。

エ その他

内部組織、所掌事務、職制等について所要の規定の整備を行う。

(2) 関係規則の一部改正

次の規則について、(1)に伴う所要の規定の整備等を行う。

- ア 鳥取県法令審査会規則
- イ 鳥取県公報発行規則
- ウ 鳥取県知事の資産等の公開に関する規則
- エ 鳥取県個人情報保護審議会規則
- オ 鳥取県個人情報保護条例施行規則
- カ 鳥取県予算規則
- キ 知事の職務代理者を定める規則
- ク 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
- ケ 鳥取県特定非営利活動促進法施行細則
- コ 鳥取県統計調査条例施行規則
- サ 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則
- シ 土地収用法施行細則
- ス 鳥取県営鳥取空港管理規則
- セ 鳥取県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則
- ソ 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則
- タ 鳥取県会計管理者等事務決裁規則
- チ 鳥取県警察職員顕彰条例施行規則

- (3) 施行期日は、平成22年10月1日とする(1)のエの一部及び公布日とする(2)のスを除き、平成22年4月1日とする。